

令和5年5月30日

保護者の皆様へ

目黒区教育委員会

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について

目黒区教育委員会では、子どもたちの安全を守る災害対策として、台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の区立こども園・幼稚園及び小・中学校における一定の対応基準をまとめました。

幼児・児童・生徒の安全を第一とした必要な措置を確保するため、対応は以下のとおりとしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。

なお、保護者判断により自宅待機する場合は「欠席」扱いあるいは「遅刻」扱いにはなりません。

記

1 前日

- ア 東京都23区内のいずれかの区において、特別警報等の発表が予想される場合、前日正午までに臨時休業等について決定します。
- イ 前日正午までに決定が難しい場合は、以下の対応とします。

2 登校・園時に警報等が発表されている場合に対応について

- ア 東京都23区内のいずれかの区において、午前6時の時点で「特別警報（暴風、大雨、暴風雪、大雪）」が発表されている場合は、全校・全園を臨時休業とします。
- イ 東京都23区内のいずれかの区において、午前6時の時点で「警報（暴風、暴風雪）」が発表されている場合は、以下の対応とします。
 - (ア) こども園・幼稚園については、来園する幼児が居ない場合は、臨時休業とします。また、保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登園とします。
 - (イ) 小学校については、臨時休業とします。
 - (ウ) 中学校については、自宅待機とします。また、午前10時の時点で解除されていれば、午後1時登校とし、午後の授業及び活動を実施します。なお、昼食は各自家庭で済ませてきてください。
午前10時の時点で解除されなければ、臨時休業とします。
- ウ 東京都23区内のいずれかの区において、午前6時の時点で「警報（大雨、大雪）」が発表されている場合は、以下の対応とします。
 - (ア) 大雨警報については、原則、通常通りとして安全確認の上、保護者の判断で登校・園します。ただし、目黒川付近の学校については、洪水に対する配慮を十分に行います。
 - (イ) 大雪警報については、保護者判断により自宅待機又は保護者付き添いによる登校・園とします。なお、積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合があります。
- エ 東京都23区内のいずれかの路線で計画運休が発表された時点で全校・全園で自宅待機とします。また、午前10時までに運転開始予定ならば、午後1時登校・園とし、午後の授業及び活動を実施します。なお、昼食は各

自家庭で済ませてきてください。

午前10時までに運転開始予定でなければ、臨時休業とします。

オ 警報解除後も、通学路の状況等によって臨時休業とする場合があります。

3 在校・園時に警報等が発表された場合の対応について

ア 東京都23区内のいずれかの区において、「特別警報（暴風、大雨）」が発表された時点で、学校・園内待機とします。また、「特別警報（暴風、大雨）」解除後も、下校（降園）は保護者引き取りとします。

（ア）こども園・幼稚園については、特別警報発令中に保護者が引き取りに来た場合も、特別警報が解除されるまでは、園内待機とします。

イ 東京都23区内のいずれかの区において、「警報（暴風と大雨の両方、暴風）」が発表された時点で、学校・園内待機とします。また、警報（暴風と大雨の両方、暴風）発令中は、下校（降園）は保護者引き取りとします。

（ア）こども園・幼稚園については、警報解除後は安全を確認し、降園は保護者引き取りとします。

（イ）小・中学校については、警報解除後は安全を確認し、教職員が付き添って集団下校をします。

ウ 東京都23区内のいずれかの区において、午後に「警報（暴風と大雨の両方）」が発表される可能性が高い場合は、安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合があります。その際は、給食（昼食）後に下校（降園）させます。

なお、台風の進路等によって臨時休業とする場合があります。

エ 東京都23区内のいずれかの区において、「警報（大雨）」が発表された時点で、安全確認後、通常通り安全に気を付けて下校（降園）します。なお、通学路の状況等によっては、通学路を変更し、教職員が付き添って集団下校とする場合があります。

4 下校（降園）時に警報等が発表された場合及び発表される可能性が高い場合の対応について

ア 東京都23区内のいずれかの区において、「特別警報（暴風雪、大雪）」が発表された時点で、学校・園内待機とします。また、「特別警報（暴風雪、大雪）」解除後も、下校（降園）は保護者引き取りとします。

イ 東京都23区内のいずれかの区において、「警報（暴風雪又は大雪）」が発表された時点で、安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合があります。なお、警報発令中及び積雪の規模や状況等によっては学校・園内待機とし、下校（降園）は保護者引き取りとします。

5 家庭への連絡について

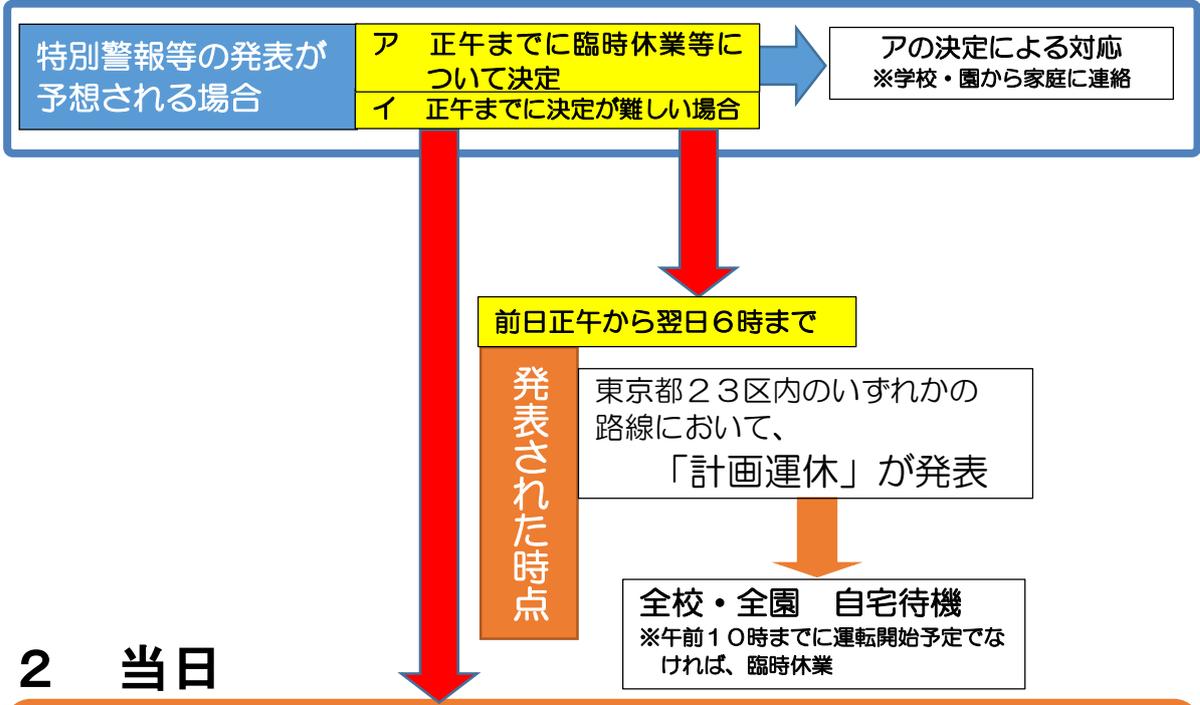
ア 年度初めの4月に「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」（この手紙）が全保護者に学校・園から配付されます。

イ 対応が必要と考えられる前日までに C4th Home&School、学校HP、学校・園だより等を活用し、全保護者に学校・園から周知されます。

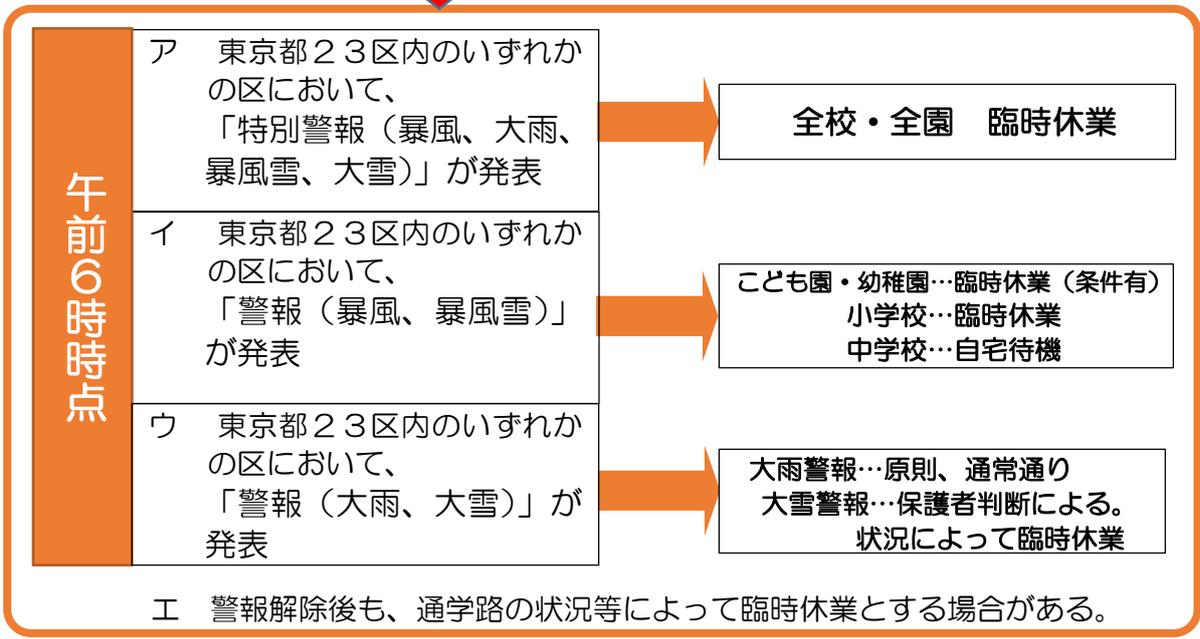
ウ 急遽下校時刻を早めるなどの対応が必要になった場合は、C4th Home&School、学校HP等を活用し、下校（降園）前に全保護者に学校・園から周知されます。

台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応フロー

1 前日



2 当日



以上

(担当) 教育委員会事務局教育指導課

電話 5722-9313 (直通)

教育政策課教育危機管理担当

電話 5722-9243 (直通)